

誰もが自分らしい生き方を選択できる 男女共同参画社会をめざして

狛江市男女共同参画推進計画改訂素案

平成 27 年度～平成 31 年度

平成 27 年 1 月

狛江市

目次

I 総論

1 計画の意義.....	2
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 市民参加による計画改訂.....	2
5 本計画の特徴.....	3
6 計画の推進.....	4
7 狛江市における男女共同参画の現状と課題.....	5

II 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	14
2 基本目標.....	15
3 重点テーマ.....	16
◇ 重点テーマの目標指標一覧.....	17
4 計画の体系.....	18

III 計画の内容

1 男女共同参画の意識づくり.....	20
2 人権が尊重される社会の形成.....	23
配偶者等からの暴力の防止と被害者支援<狛江市配偶者暴力対策基本計画>.....	26
3 あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり.....	29
4 就労環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進.....	31
5 子育て・介護を支える環境の充実.....	33
6 男女共同参画推進のための体制の強化.....	37

I 総論

-
- 1 計画の意義
 - 2 計画の位置づけ
 - 3 計画の期間
 - 4 市民参加による計画改訂
 - 5 本計画の特徴
 - 6 計画の推進
 - 7 狛江市における男女共同参画の現状と課題

1 計画の意義

本計画は、男女が自立した個人として互いの人権を尊重しつつ、あらゆる分野で男女共同参画する社会の実現を目的とする計画です。

狛江市では、平成 13 年 3 月に策定した狛江市女性行動計画 2001「こまえ男女平等推進プラン」を発展的に引き継ぎ、平成 22 年 3 月に「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きる こまえ 21 プラン～」を策定しました。

このたび、計画期間が満了することに伴い、狛江市における男女共同参画を取り巻く現状や課題をふまえ、狛江市男女共同参画推進計画を改訂することとしました。男女共同参画社会の構築をさらに進めるため、本計画に基づき施策・事業を総合的かつ計画的に推進してまいります。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、狛江市第 3 次基本構想・後期基本計画の個別計画として定めるもので、他の個別計画等との整合性を図り改訂しています。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- 本計画の基本目標 2「人権が尊重される社会の形成」の「配偶者等からの暴力の防止と被害者支援」は、「配偶者暴力防止法」第 2 条の 3 第 3 項に規定する「市町村基本計画」として位置づけ、「狛江市配偶者暴力対策基本計画」とします。

3 計画の期間

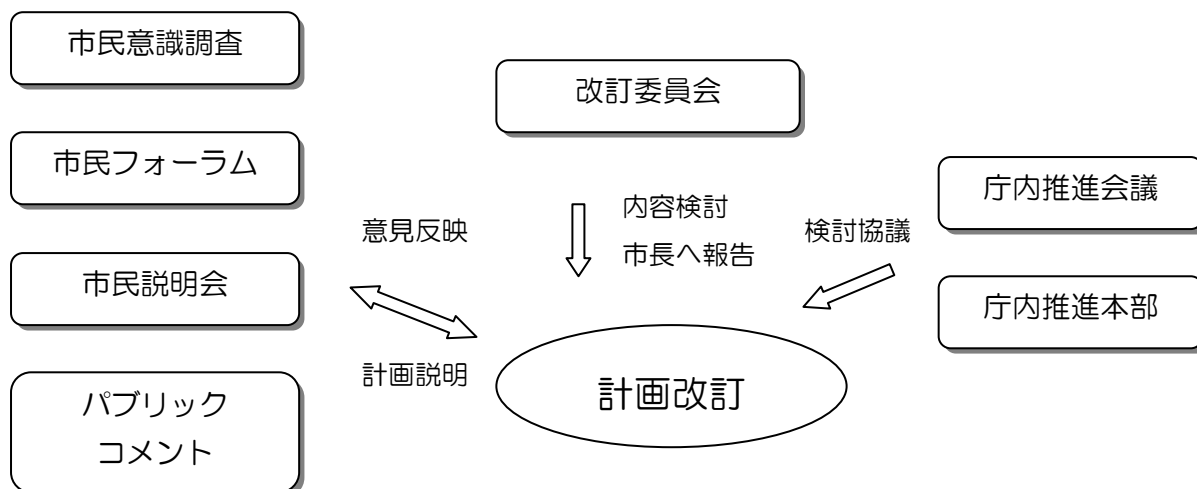
平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年計画とします。

4 市民参加による計画改訂

「狛江市男女共同参画推進計画～ともに生きるこまえ 21 プラン～」を改訂するにあたり、男女共同参画に関する市民意識調査を行い、市民の意向や実態等を把握しました。計画案については、広報紙やホームページなどを通じて公表し、市民フォーラムや市民説明会、パブリックコメントにより市民の皆さまの意見をうかがいました。

また、公募市民委員と学識経験者、有識者、市職員による「狛江市男女共同参画推進計画改訂委員会」を設置し内容等を検討し、改訂委員会からの報告をふまえて計画を改訂しました。

<計画改訂体制>



5 本計画の特徴

狛江市男女共同参画推進計画「ともに生きるこまえ21プラン」(平成22年3月策定)の取組みの検証と、狛江市男女共同参画に関する市民意識調査(平成26年実施)、その他、市の現状をふまえ、以下の点を重視して計画の見直しを行いました。

○ 重点テーマの設定

前計画の取組みを引き継ぎ、重点テーマを設定しました。

- ・暴力の根絶に向けた取組み
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進の取組み
- ・子育て・介護への支援の取組み

特に近年叫ばれている介護の問題を重点テーマに位置づけました。

○ 目標指標の設定

重点テーマの分野について、指標と数値目標を設定しました。これにより、進行管理を明確化します。

○ 新しい取組みの追加

よりわかりやすく実効性を高めるため、事業の見直しを行い整理するとともに、新しい取組みを加えました。

- ・様々な人権侵害への対策(ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策、配偶者暴力相談支援センター機能の検討)
- ・あらゆる分野への男女共同参画(防災分野への男女共同参画の視点を活用、地域活動を担う女性リーダーの育成)
- ・市民参加の促進(男女共同参画推進委員会の取組みの推進、市民への計画の周知)

6 計画の推進

(1) 推進体制

〔市民の視点からの推進〕

公募市民委員と有識者で構成する「狛江市男女共同参画推進委員会」において、計画の推進を図ります。

〔庁内の推進体制〕

全庁にわたる横断的な推進体制としての「庁内推進本部・庁内推進会議」等による総合的な施策の推進と調整を行います。

(2) 市民との連携・協働

男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては、市民、事業者等と市との連携や協働は欠かせません。市、市民、事業者等との役割分担を明確にし、連携・協働して事業の推進を図ります。

(3) 計画の進行管理

本計画の進行管理については、毎年度庁内推進本部・推進会議において施策事業の進捗状況の報告と評価を行います。結果を次年度に反映し、計画推進を図ります。

(4) 国や東京都、他の自治体、関係機関との連携

計画の推進には、国や東京都、他の自治体、関係機関との連携を深めることが重要です。情報交換・連携を密にしていきます。

他自治体との広域連携の取組みを促進し、効果的な事業実施を進めていきます。

<市・市民・事業者の役割>

〔市の役割〕

市は、総合的な男女共同参画施策の着実な実施に努めることをその責務とします。施策の実施にあたっては、市民、事業者等と相互に連携協力し、男女共同参画社会の実現を図ります。

〔市民の役割〕

市民は、男女共同参画について理解を深め、男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。

市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければなりません。

〔事業者の役割〕

事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の促進に努めることをその役割とします。

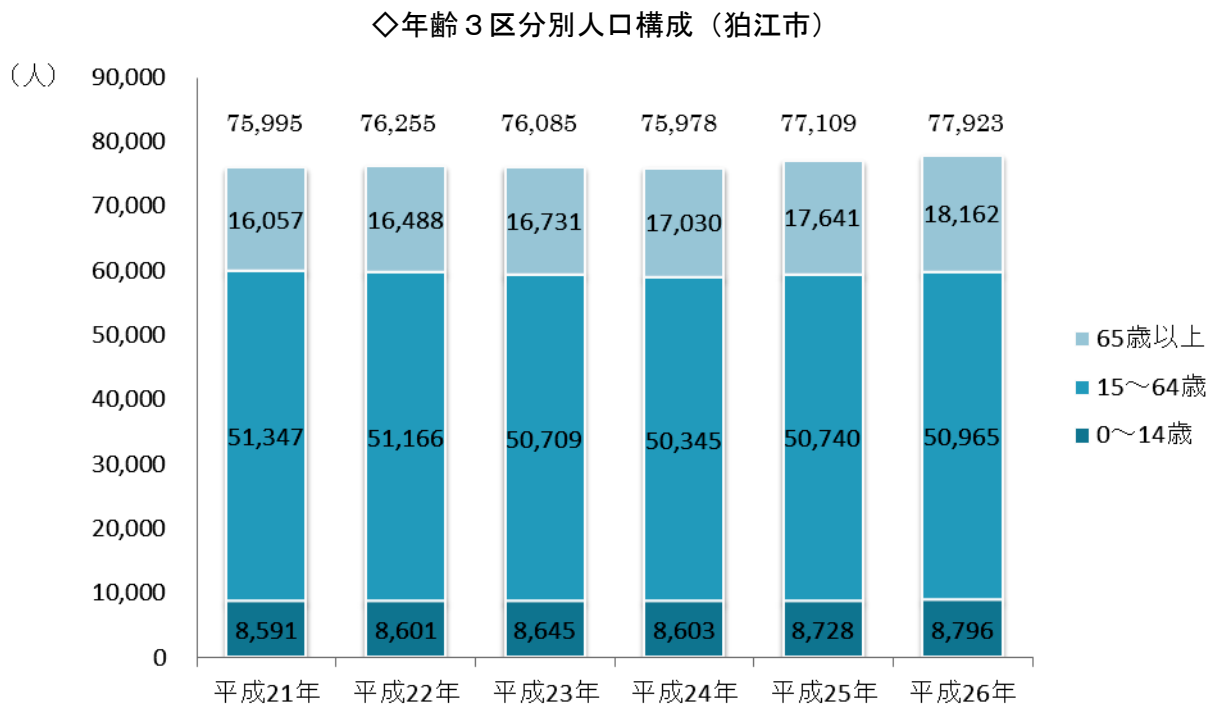
事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければなりません。

7 狛江市における男女共同参画の現状と課題

(1) 狛江市の人口と世帯構成

狛江市の人口は平成 26 年 1 月 1 日現在で、77,923 人となっています。

年齢 3 区分別の人口構成比をみると、65 歳以上の割合は、平成 21 年から平成 26 年の 5 年間でも 21.1% から 23.3% と増加しており、今後もますます高齢化が進むと予測されます。



(%)

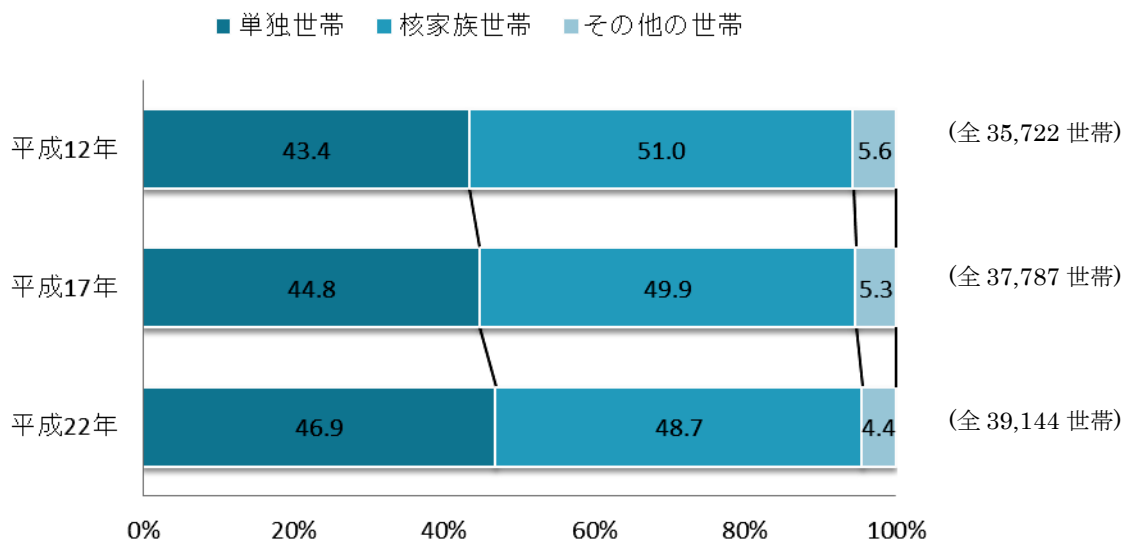
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～14 歳	11.3	11.3	11.4	11.3	11.3	11.3
15～64 歳	67.6	67.1	66.6	66.3	65.8	65.4
65 歳以上	21.1	21.6	22.0	22.4	22.9	23.3

資料：住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

狛江市の世帯類型の構成比をみると、「単独世帯」、「核家族世帯」が多く、「その他の世帯」は年々減少しています。

高齢社会や核家族化が進む中、女性も男性もいきいきと暮らしていけるまちづくりを行っていくことが課題です。

◇世帯類型構成比

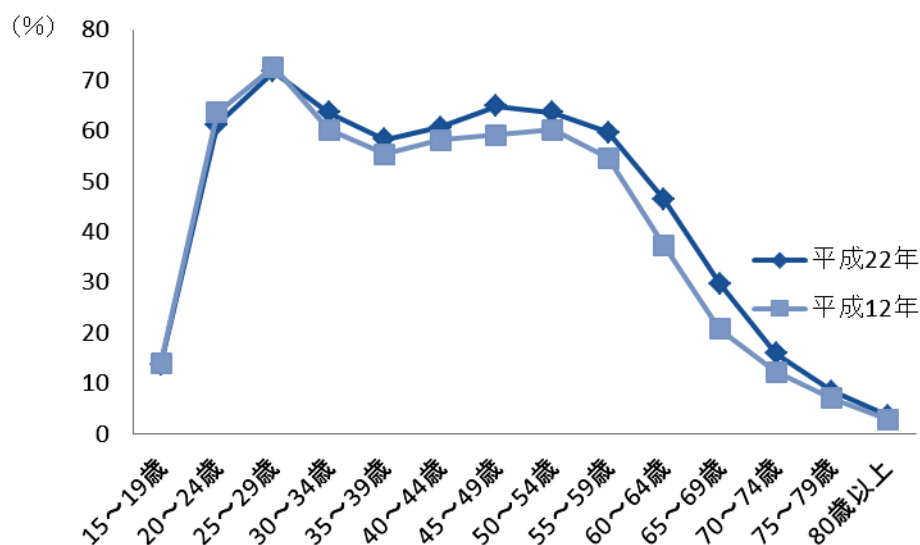


資料：国勢調査

(2) 就労環境、家庭環境等の現状と課題

狛江市の女性の労働力率をみると、25～29歳で高くなっており、その後減少し再び40～44歳で上昇しています。いわゆるM字曲線を描いており、働いていた女性が結婚や育児で仕事を辞め、子育てが一段落してから再就職する傾向がわかります。

◇15歳以上の女性の労働力率

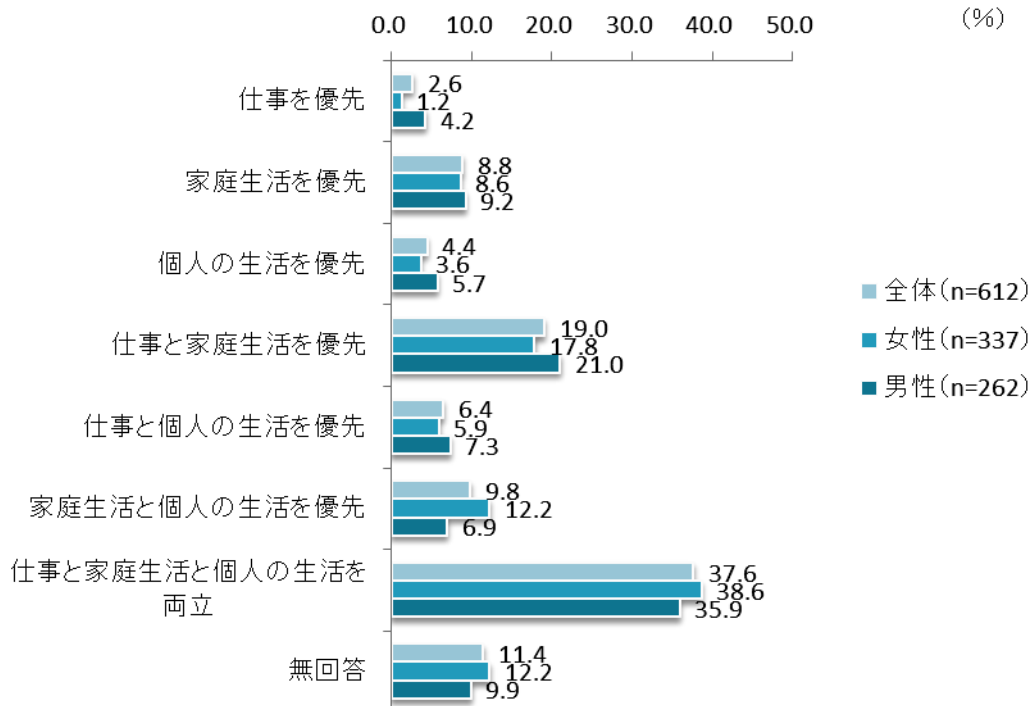


資料：国勢調査

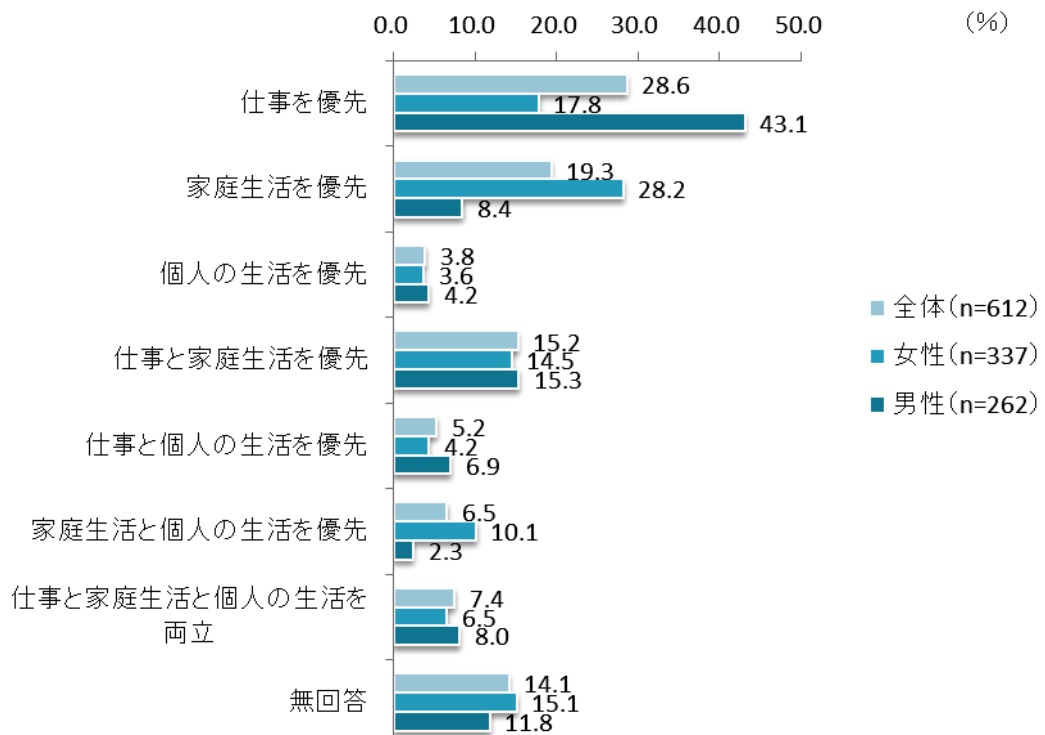
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の状態については、4割近くの方が「仕事と家庭生活と個人の生活を両立」を希望しているのに対し、現実には、男性は43.1%の方が「仕事を優先」、女性は28.2%の方が「家庭生活を優先」となっています。

◇ワーク・ライフ・バランスの希望と現実

【希望】



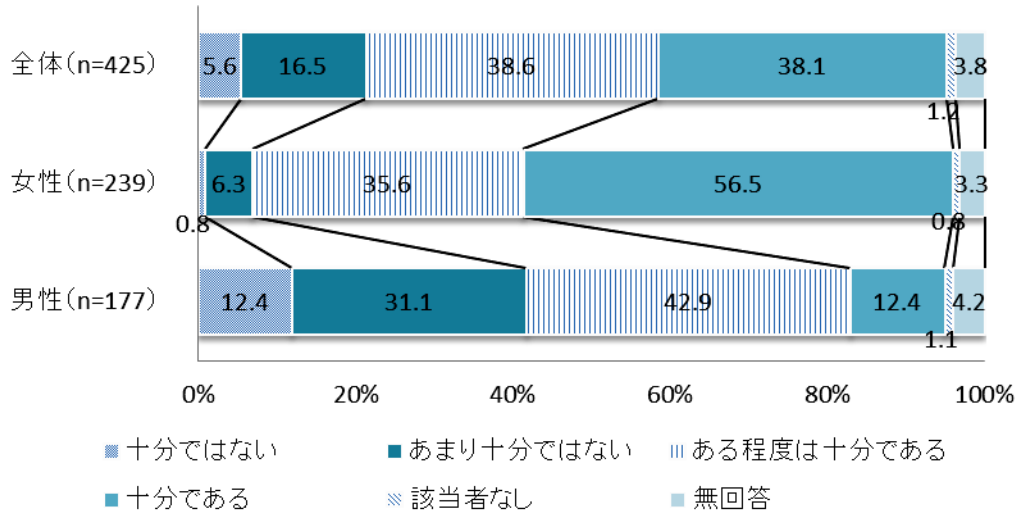
【現実】



資料：狛江市男女共同参画に関する市民意識調査

子育て経験者に子育てへの関わりについて質問したところ、男性の5割弱が「十分ではない」「あまり十分ではない」と回答しています。

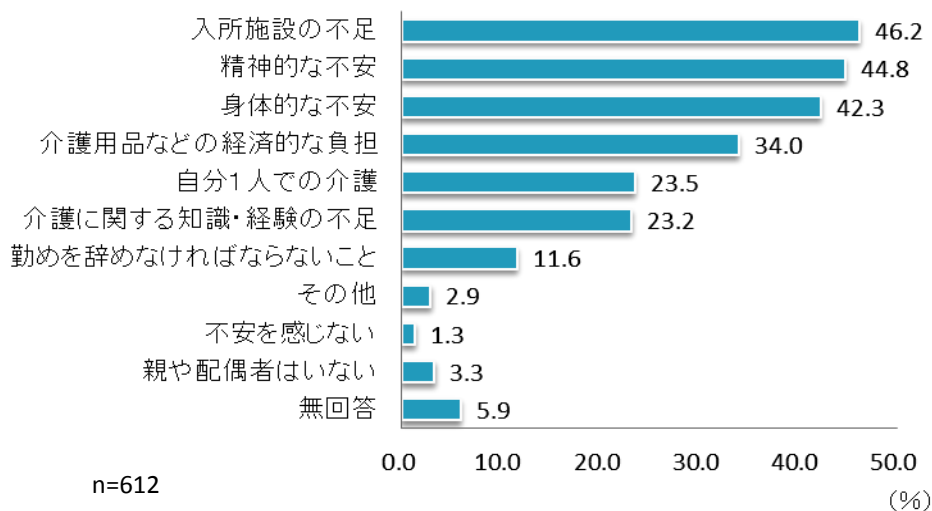
◇子育てへの関わり



資料：狛江市男女共同参画に関する市民意識調査

近年、介護について不安をかかえている方が増え、様々な問題となっています。女性、男性ともに仕事もその他の生活も両方充実できる、就労環境や家庭環境をつくっていくことが課題です。

◇介護に対する不安の原因



資料：狛江市男女共同参画に関する市民意識調査

◇ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発等、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことをいいます。

(3) 配偶者等からの暴力をめぐる状況と課題

狛江市でのドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数は、平成25年度は69件となっています。近年は男性からの相談もあります。

◇DVに関する相談件数

(件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
母子・女性相談 (子育て支援課)	41	44	73(1)	68(5)
女性悩みごと相談 (政策室)	2	3	1	1

* 延べ件数

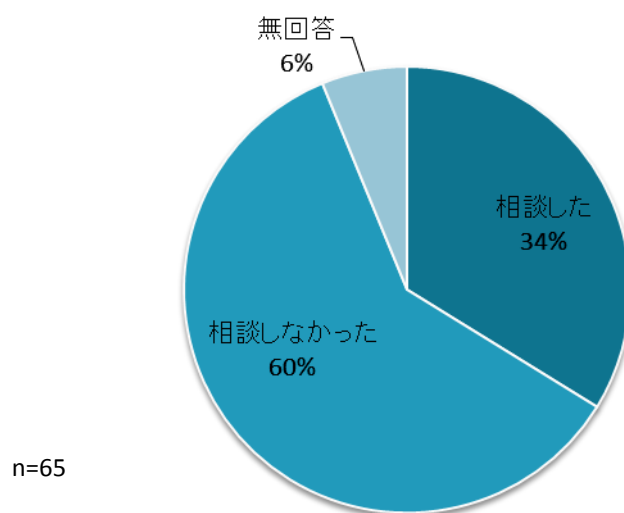
* () は男性からの相談

資料 狛江市子育て支援課・政策室

配偶者や交際相手からDVを受けたことがある方のうち、誰(どこ)にも相談しなかった割合が6割という結果も出ています。

被害者支援の充実を図るとともに相談機関の周知も課題となっています。

◇DVを受けたことがある方のうち誰かに相談した人の割合



資料 狛江市男女共同参画に関する市民意識調査

◇ドメスティック・バイオレンス（DV）

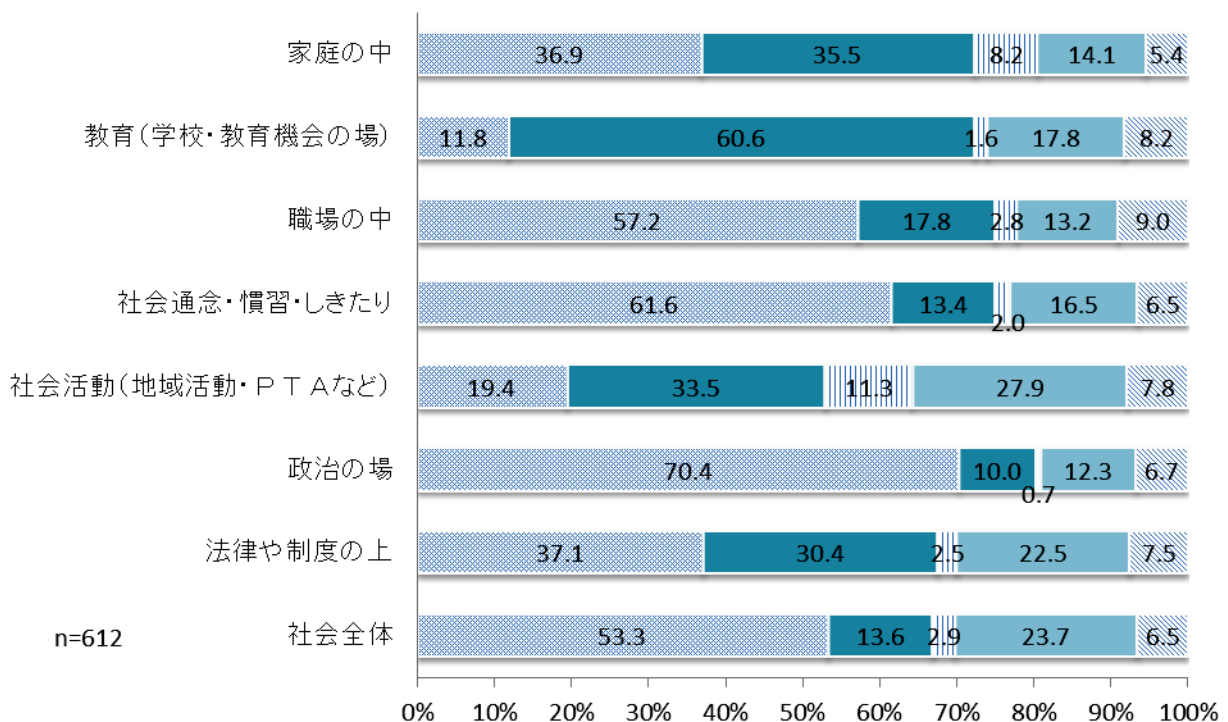
夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力の他、性的暴力や言葉による精神的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、外出を制限する等の社会的暴力があります。

(4) 男女共同参画を取り巻く課題

男女共同参画社会の実現のためには、学校、職場において、地域、政治の場等、それぞれの場で課題を解決していかなくてはなりません。男女の地位の平等感については各環境によって異なっていますが、社会全体として平等と感じている方の割合は少数となっています。

◇男女の地位の平等感

■ どちらかといえば男性が優遇 ■ 平等 ■ どちらかといえば女性が優遇 ■ どちらともいえない ■ 無回答

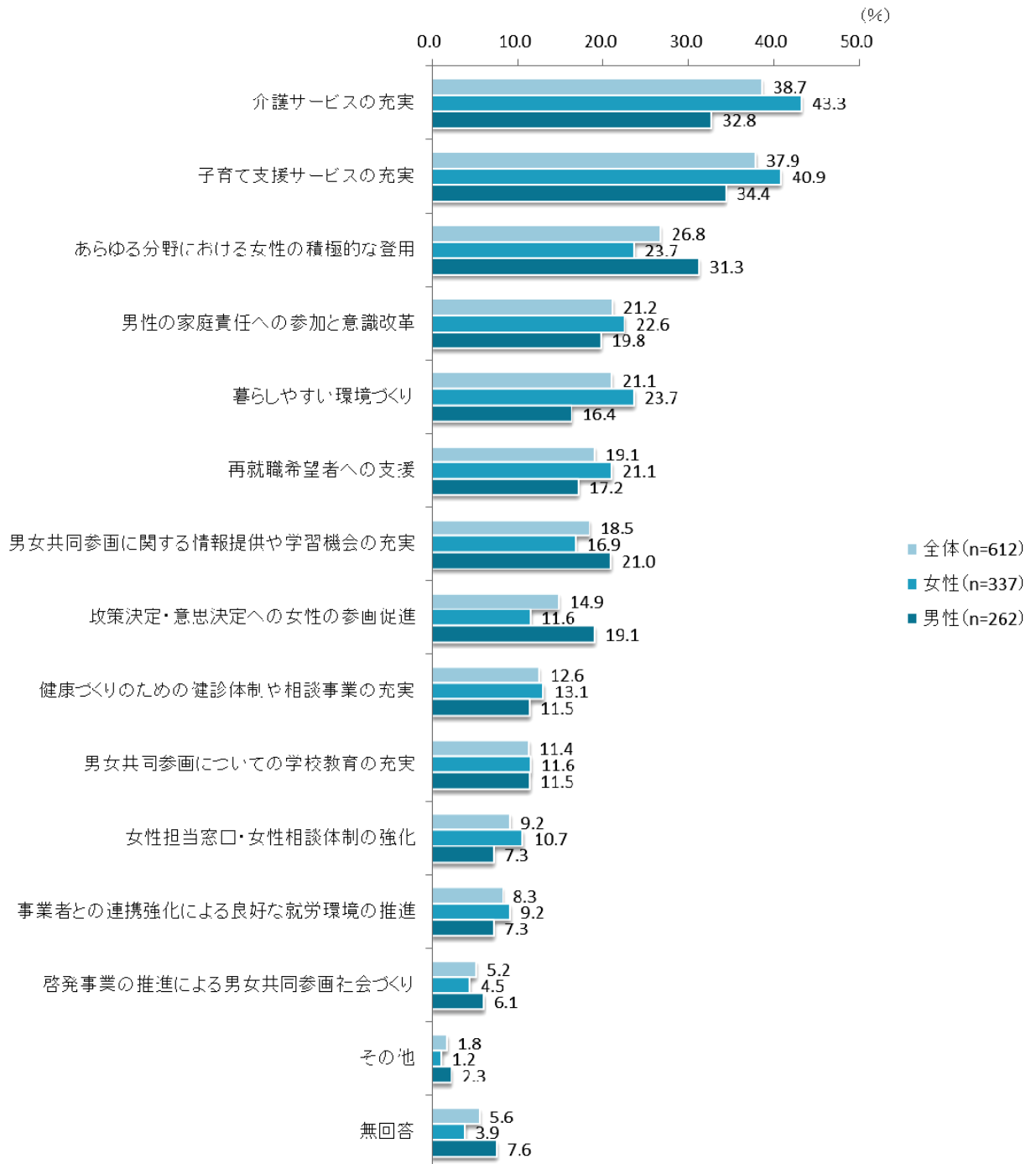


資料 狛江市男女共同参画に関する市民意識調査

狛江市男女共同参画に関する市民意識調査において、市における男女共同参画社会づくりのために重要な施策について質問しました。その結果、「介護サービスの充実」、「子育て支援サービスの充実」が上位にきており、次いで「あらゆる分野における女性の積極的な登用」、「男性の家庭責任への参加と意識改革」となっています。

これらの施策の充実を図り、幅広く事業を展開していくことが求められています。

◇男女共同参画社会づくりのために重要な施策



Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

2 基本目標

3 重点テーマ

◇重点テーマの目標指標一覧

4 計画の体系

1 基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとします。



**誰もが自分らしい生き方を選択できる
男女共同参画社会をめざして**

男女共同参画社会は、すべての市民一人ひとりの人権尊重を基盤としています。誰もが、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。

この基本理念を掲げ、市、市民、事業者とのパートナーシップを大切にし、国、東京都、他の自治体、関係機関と連携して、効果的に計画を推進します。

2 基本目標

基本理念を達成するために、次の基本目標を設定し、具体的な施策・事業を進めていきます。

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

基本目標2 人権が尊重される社会の形成

配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

基本目標3 あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり

基本目標4 就労環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進

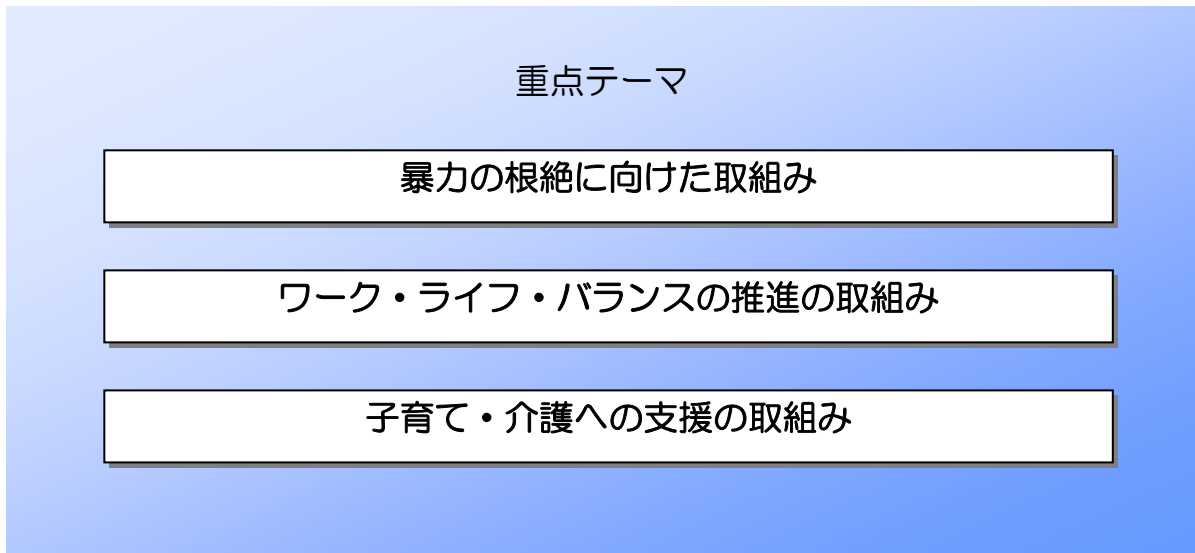
基本目標5 子育て・介護を支える環境の充実

基本目標6 男女共同参画推進のための体制の強化

3 重点テーマ

本計画では、狛江市における男女共同参画の現状等をふまえ、特に力を入れるべき3つの重点テーマを定め、男女共同参画社会の実現をめざします。

各基本目標に基づく施策、事業を進めていくうえで、次に掲げるテーマに深く関わる部分について、重点事業として取り組んでいくこととします。



○暴力の根絶に向けた取組み

日々の暮らしや身近な人間関係の中に潜む様々な暴力に気付き、防止することで、お互いを尊重し合う男女共同参画社会が実現します。特に配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、深刻な状況におちいる危険性があります。防止への取組みと適切な被害者支援が重要です。

○ワーク・ライフ・バランスの推進の取組み

近年、仕事と家庭、地域生活の調和がとれた生活の実現で生活の質を高めることが求められています。働き方の見直しを図るとともに、企業への理解促進、社会全体の意識改革が必要です。

○子育て・介護への支援の取組み

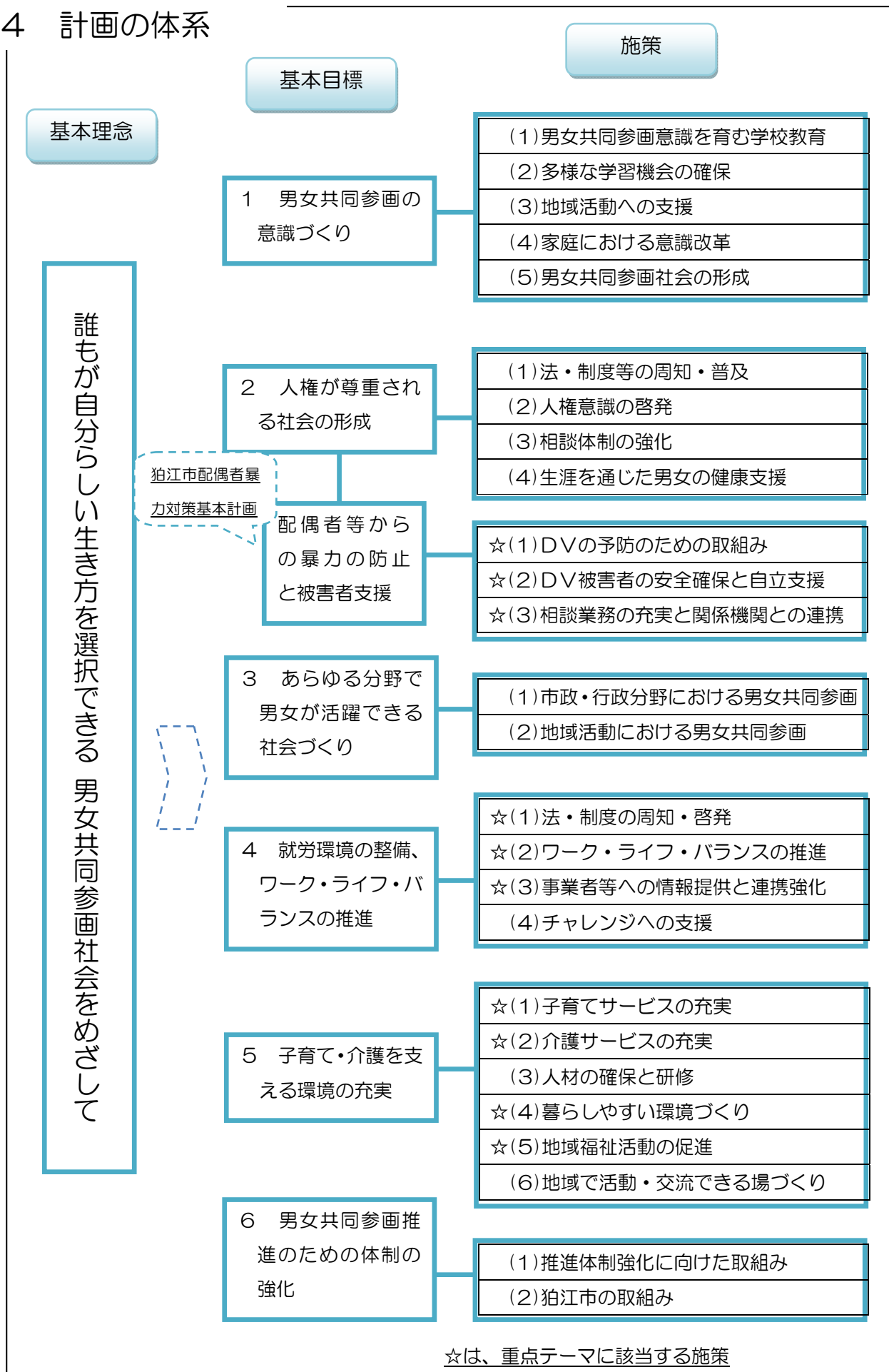
男女共同参画社会の実現の基盤として、子育て・介護を社会全体で支える仕組みが必要です。特に最近では、介護の問題が大きくなってきており、制度や支援体制の充実が求められています。

◇ 重点テーマの目標指標一覧

重点テーマ	指標	前回数値 (平成21年度)	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)	
暴力の根絶に向けた取組み	DVの被害を受けた人のうち「相談した」人の割合	27.6%	33.8%	40%	
	デートDVの認知度	—	38.4%	50%	
	DVの相談先の中で市役所の認知度	政策室 (女性悩みごと相談)	16.4%	21.9%	30%
		子育て支援課 (母子・女性相談)	10.3%	17.6%	30%
	DV防止法の認知度	86.3%	82.2%	90%	
ワーク・ライフ・バランスの推進の取組み	ワーク・ライフ・バランスの認知度	47.6%	54.9%	60%	
	仕事と家庭生活と個人の生活を両立している人の割合	6.7%	7.4%	15%	
	「職場の中で男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	20.6%	17.8%	30%	
子育て・介護への支援の取組み	「家庭の中で男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	34.2%	35.5%	45%	
	子育て経験者のうち「子育てへの関わりは十分である」と思っている人の割合	69.2%	76.7%	85%	
	家庭内での役割について「親の介護」は夫婦で「共に協力」して担うのがよいと思う人の割合	—	78.1%	85%	

※数値の根拠は、狛江市男女共同参画に関する市民意識調査によります。

4 計画の体系



Ⅲ 計画の内容

-
- 1 男女共同参画の意識づくり
 - 2 人権が尊重される社会の形成
配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
 - 3 あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり
 - 4 就労環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進
 - 5 子育て・介護を支える環境の充実
 - 6 男女共同参画推進のための体制の強化

1 男女共同参画の意識づくり

性別にとらわれない人権の尊重という意識が市民に浸透することが、男女共同参画社会の実現を促進するための基礎となります。家庭・地域・職場・教育・行政において、男女共同参画社会を構築します。

【施策】

(1) 男女共同参画意識を育む学校教育

児童・生徒が人権尊重を基盤にした男女共同参画意識を自ら形成するように、学校における男女平等教育の充実を図るとともに、固定的な役割分担意識を払拭させます。また、教職員における男女共同参画の視点に立った教育の推進のために、教職員への研修を充実させます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
1	男女平等に関する人権教育	人権教育プログラム等を活用した指導、人権教育推進委員会の開催、人権教育全体計画及び年間指導計画による指導を実施	指導室
2	進路指導における男女共同参画の推進	固定的な役割分担意識にとらわれない生き方を考えさせる指導を実施	指導室
3	教職員研修における男女共同参画の充実	教職員に対する人権教育研修の実施	指導室

(2) 多様な学習機会の確保

人権の尊重と男女共同参画に関する意識を育むことのできる学習機会の提供を図ります。生涯学習事業における保育の充実など、学習しやすい環境整備を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
4	男女共同参画に関するフォーラムや講座等の実施	市民向けフォーラムや講座の実施	政策室 公民館
5	男女共同参画に関する市民活動等に関する資料整備と情報提供	冊子・チラシ等の配置、活動記録の作成、資料の整備	政策室 公民館
6	男女共同参画に関するパンフレット、小冊子等の制作、配布	パンフレット、小冊子等の制作、配布	政策室
7	社会教育事業の充実（多様なニーズに対応した講座等の実施）	多種多様な市民ニーズに対応する学習の機会提供、仕事をしている人や子育て中の人に参加しやすい講座の企画	公民館
8	男女共同参画関連図書の実践と利用促進	関連図書の収集や利用促進のための集中展示、図書目録の作成	図書館

(3) 地域活動への支援

性別や年齢に関わらず誰もが地域で様々な活動に参加できる環境を支援します。イベントを通して男女共同参画意識を育み、地域活動の活性化を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
9	男女共同参画意識を育むコミュニティ活動の充実	地域センター運営協議会への助成・支援、町会・自治会へのコミュニティ活動への助成と取組みの支援、情報提供	地域活性課
10	地域活動やボランティア等の広報・情報提供	公民館だよりの発行等による地域活動の活動状況の広報、情報提供	公民館
11	市民の交流・ネットワーク化の推進	市民活動支援センターでの市民団体のネットワークづくりの支援	政策室
12	社会教育活動への支援	社会教育関係団体に対し施設等の使用料の減免や後援名義の使用承認等により支援	社会教育課
13	国際交流の促進と在住外国人への支援（新規）	国際交流が推進する事業実施と在住外国人が暮らしやすいまちづくりの推進	政策室

(4) 家庭における意識改革

家事・子育て・介護等、家庭での性別にとらわれない役割分業の実践が重要であり、男女共同参画に関する普及啓発、情報提供を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
14	家庭における男女平等教育の推進	啓発紙や情報冊子等を活用し、周知啓発	政策室
15	家庭生活の男女共同責任分担（家事、育児、介護等）の普及啓発	子育てガイドブック、シルバーガイドブックや障がい者のしおり等による情報提供・相談窓口の充実、ママパパ学級の実施等により普及啓発	高齢障がい課 健康推進課 子育て支援課
16	両性の尊重と性に関わる教育の推進	人権教育、家庭における両性の尊重と性に関わる指導の実施	指導室

(5) 男女共同参画社会の形成

市民・事業者が男女共同参画社会の形成に取り組むために、男女共同参画を推進するための環境づくりを進めます。また、男女平等意識をより高めていくために、周知啓発を推進します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
17	男女共同参画に関する市民意識調査	計画見直し時期に実施	政策室
18	国、都、他の自治体等の資料収集	国・都・他の自治体からの資料収集、配布	政策室
19	広報こまえによる男女共同参画に関する広報	情報提供のため広報こまえへ掲載	政策室
20	男女共同参画施策推進状況の調査	毎年度、事業実績の調査と評価を実施	政策室
21	国・都・区市町村との連携や国・都への法整備の要請	研修、講演会、会議の参加及び情報交換、他自治体との広域連携による男女共同参画社会の推進 法整備については必要な際に要請	政策室
22	男女共同参画についての標語等の募集	市民が男女共同参画に親しむシンボルマークや標語等を募集	政策室

2 人権が尊重される社会の形成

人権は、誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、性別、国籍、年齢、病気や障がいなどによる差別、偏見のない社会の実現が求められます。

あらゆる暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、売買春等は、人権の侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。市は関係機関と協力して、被害の防止と被害者への支援を進めます。

女性も男性も互いの特質を十分に理解し合い、思いやりのある社会こそ男女共同参画社会であると考えます。また、性同一性障害等の性的マイノリティへの配慮等、性の多様性を認め合うことも大切です。

【施策】

(1) 法・制度等の周知・普及

法・制度の情報を市民に積極的に提供し、意識の啓発に努めます。多様なメディアを積極的に活用し、広報活動を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
23	男女共同参画のための法・制度の情報提供	国・都からの資料を利用する等、法・制度をわかりやすく情報提供	政策室
24	多様なメディアを活用した情報提供	広報こまえ、ホームページを活用した積極的な情報提供 各課から情報を収集し、関連記事を報道機関に提供	秘書広報室

◇性的マイノリティ

性的少数者のことを表します。性同一性障害、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭なこと）の人々等を含む総称です。

◇セクシュアル・ハラスメント

職場、学校、地域活動（自治会、PTA等）の場で、相手を不快にさせるような性的な発言や行為のことをいいます。

(2) 人権意識の啓発

ドメスティック・バイオレンスやストーカー、セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという認識が広く浸透するよう、また加害者をつくらないために、学校教育や社会教育において意識啓発に取り組みます。特に、事業所や市役所をはじめ、教育や社会福祉などの場における男女共同参画に関する研修や、セクシュアル・ハラスメント防止等の啓発に取り組みます。

また市民のメディア・リテラシーを育成し、男女共同参画の視点にたち情報を取捨選択することが大切です。

No.	事業名	概要・目標	担当課
25	男女共同参画理解のための職員研修の実施	男女共同参画に関する理解を深めるため職員研修を実施	職員課
26	男女共同参画に関する人権意識の啓発	人権週間等を利用し、パネル展示や催し開催等、啓発を実施	政策室
27	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止と対策（新規）	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、様々な虐待に対する防止啓発と適切な支援体制づくり	政策室
28	メディア・リテラシー（情報活用能力）の普及	人権尊重の視点にたち情報を取捨選択する能力の普及、男女共同参画の視点にたった広報こまめや行政資料の発行	秘書広報室 政策室

(3) 相談体制の強化

男女共同参画を阻む様々な問題に関して相談を受け付ける身近な窓口を設置し、被害者への支援、精神的なケアを実施するとともに、日々の暮らしの中に潜む人権侵害の防止につなげます。

あわせて、専門相談体制の整備や充実を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
29	女性問題担当窓口・女性相談の強化	女性悩みごと相談や母子・女性相談の実施と充実	政策室 子育て支援課
30	暴力等の人権相談の充実	人権身の上相談の実施と充実	政策室

◇メディア・リテラシー（情報活用能力）

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容を主体的に読み解く力や、あふれる情報を選択し使いこなす力、またメディアを使って情報を発信する力のことをいいます。

(4) 生涯を通じた男女の健康支援

幼児期・思春期・成人期のそれぞれの段階において、自分の身体や性について十分に理解し自己決定していくことが大切であり、お互いを認め合い尊重する豊かな人間形成に向けた人権教育を、学校教育や社会教育において進めます。

妊娠、出産等、女性特有の健康上の問題について適切な保健事業を推進するとともに、生涯を通じた男女の健康支援を実施します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
31	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の浸透と情報提供	相談事業や啓発物・冊子等での情報提供、普及啓発	健康推進課
32	性に関わる指導の適正実施	生活指導主任会や保健主任会等で性に関わる指導についての協議を実施、各学校において指導計画に基づき発達段階に応じた指導を実施	指導室
33	健康相談の実施	健康相談の実施と充実	健康推進課
34	保健指導の充実	こんにちは赤ちゃん訪問等、様々な方法で保健指導の実施と充実	健康推進課
35	各種検診・健康診査事業の充実	心身の健康を保持するための健診及び指導	健康推進課

◇リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ何人産むかを決める自由をもつことを意味します。安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、幅広く性に関する健康について含まれています。

狛江市配偶者暴力対策基本計画

一配偶者等からの暴力の防止と被害者支援一

ドメスティック・バイオレンス（DV）は重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。DVの根絶に向け、関係機関と連携し、相談、保護、自立支援のための取組みを進めます。

平成20年に改正DV防止法が施行され、DV防止及び被害者の支援のための基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター機能の整備が市町村の努力義務として規定されました。市では、本項を「狛江市配偶者暴力対策基本計画」と位置づけます。

<計画の基本的視点>

- ①DVはどんな理由があっても許されないという認識の徹底
- ②DVの特徴や被害実態を十分に理解し、切れ目のない支援
- ③地域課題に則したきめ細かな取組みの推進
- ④既存のセーフティネット制度の活用
- ⑤東京都との連携強化、関係機関等との連携体制の拡充

【施策】

(1) DVの予防のための取組み

DVを根絶させるためには、すべての世代に対して、言葉による暴力や経済的な押さえつけも暴力であると認識させ、DVそのものを理解するための広報啓発活動の普及が重要です。DVについての理解を広め、深めるための取組みは、すべての世代に対して実施していきます。

暴力を予防するための取組みとしては、学校教育・社会教育での周知・啓発活動や若年層に向けた広報啓発活動を重視して推進していきます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
36	DV防止のための広報啓発活動の普及	DVの背景、実態を理解するため、様々な機会を通じて広報啓発活動を普及	政策室
37	デートDVに関する啓発	デートDVに関して若年層が主体的に考えることができるよう、予防のための啓発を実施	政策室
38	学校における暴力防止教育	学校教育を通じてどんなことがあっても暴力は許さないという指導を実施	指導室

◇デートDV

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

(2) DV被害者の安全確保と自立支援

DVは、外部からは発見しにくく、様々な状況のもとで被害者自身が相談しにくいケースも少なくありません。

DVを発見し情報提供してもらうためには、学校や児童相談所、民生・児童委員、町会・自治会、相談窓口、医師会などの関係者からの情報提供や通報・連絡について、広く市民の理解と浸透を図っていくことが大切です。

医師の治療が必要な暴力を受けた場合には、医師会と連携し、被害者の意思を確認した上で市・警察署への迅速な通報・連絡による一時避難場所への保護など、被害者の安全確保を最優先に取り組みます。

関係機関と連携し、様々な施策や制度を活用することによる被害者の自立支援を行っていきます。

あわせて、関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿に取り組む必要があります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
39	関係機関等による情報提供の周知、健診等を通じての早期発見と対応	DV発見や被害者からの相談に関する情報提供について、市民や医療、福祉、教育、相談窓口等の関係者への理解と浸透	政策室 子育て支援課
40	被害者の安全確保	既存の一時保護避難場所との連携	子育て支援課
41	子どもの安全確保とケア	児童虐待防止のため、DVがある家庭の子どもの安全確保	子育て支援課
42	民間シェルターへの支援の検討	被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターへの支援を検討	子育て支援課
43	被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援	子育て支援課
44	二次被害の防止	関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿への取り組み強化	政策室

◇民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。被害者の相談や自立へ向けたサポート等の援助も行っています。

(3) 相談業務の充実と関係機関との連携

配偶者等から暴力を受けた場合の相談窓口や相談先の周知・徹底を図っていきます。DVをはじめとする暴力や人権侵害の解決に向けて、市の様々な相談や窓口の担当部署が連携して対応することは欠かせません。

また、東京都女性相談センターや警察署との連携の他に、医療機関での一般診療において暴力の有無を的確に判断し、患者からの相談に対して、医師と市、警察署との緊密な通報連絡体制の連携が重要です。

医療機関や学校等と連携し、それぞれの役割を活かした被害者支援のネットワークの構築を図っていきます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
45	DVに関する相談窓口の充実と周知	DV相談事業の充実とDVに関する相談先の周知	政策室 子育て支援課
46	関係機関との連携強化	学校、東京都女性センターや、医療機関や警察等との連絡体制の連携	子育て支援課
47	被害者支援のための庁内連携の強化	相談や関係窓口の部署が適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織を通じて連携強化	政策室 子育て支援課
48	配偶者暴力相談支援センター機能の検討（新規）	配偶者暴力相談支援センター機能について研究と整備の検討	政策室

◇配偶者暴力相談支援センター

相談・一時保護・就労や住宅等自立生活のために必要な情報の提供等を行う、DV被害者支援のための拠点です。

3 あらゆる分野で男女が活躍できる社会づくり

男女共同参画社会を実現するために、政治分野、行政分野、地域活動等における、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画を進めます。

【施策】

(1) 市政・行政分野における男女共同参画

男女が幅広く市政に参画できるように、市政に参画する市民委員の募集や審議会等開催等の情報提供を行います。

また、行政が自ら積極的な男女共同参画を実践するために、職員の能力向上と育成を図り、女性管理職の登用に努めます。審議会・委員会等への女性登用を進め、すべての審議会・委員会・委嘱委員等において、一方の性のみの構成とならないよう、是正措置を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
49	市政に参画する情報提供	市民委員の公募、審議会等の開催予定等について広報、ホームページ等により情報提供	政策室
50	審議会、委員会、委嘱委員等における両性の確保	両性の委員を確保し、男女のどちらかの割合が40%を下回らないよう是正措置	政策室
51	女性管理職の登用の促進	研修等を通じ職員の能力向上を図り、女性管理職の登用を促進	職員課

(2) 地域活動における男女共同参画

地域における市民活動等において、男女が平等に方針決定の場に参画できるように、NGO・NPOや市民団体の活動を支援します。

また、地域防災において男女共同参画の視点を取り入れた取組みを推進します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
52	NGO、NPO、市民活動団体への支援や参加促進	関連記事を広報やホームページに掲載し活動を支援するとともに、男性が活動に参加しやすい仕組みを工夫	政策室 地域活性課
53	地域活動を担う女性リーダーの育成促進（新規）	自治会等への働きかけやリーダー講習会等の情報提供・実施	政策室
54	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策の推進（新規）	男女のニーズの違いに配慮し、女性の意見の反映を促進し、男女双方の視点に基づいた避難所運営や備蓄品の整備	安心安全課

◇NGO

「Non-Governmental Organization」の略で、民間人や民間団体のつくる非政府組織・機構であり、日本では、「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」というような場合に使用されます。

◇NPO

「Non-Profit Organization」の略で、非営利の市民団体のことで、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指します。

4 就労環境の整備 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに個性や能力を發揮し、自分らしい生き方を選択でき、あらゆる年代において、仕事と子育てや介護などの仕事以外の生活との両立ができる社会にするためには、働き方の見直しを含む「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を推進する必要があります。

ワーク・ライフ・バランスを推進することは、多様で柔軟な生き方を可能とし、個人の生活を豊かにします。また、企業にとっても生産性の向上が期待できるものです。市は、ジェンダー（社会的性別）による男女の固定的役割にとらわれない意識づくりを進めるとともに、男女が自らの働き方を見直し、事業者がワーク・ライフ・バランスの推進について理解し、その取組みを促進するための支援が重要であると考えます。

女性の経済的自立は女性の人権の確立を図る上で重要な課題であり、特に子育て中の女性が新たに就労しようとしても困難な状況があります。就労に関わる情報提供と女性の能力發揮の支援を図り、男女一人ひとりが自由に生き方を選択できる社会の形成を推進していきます。

【施策】

（１）法・制度の周知・啓発

労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の法・制度を、市民及び事業者に対し周知・啓発を進めます。法・制度が遵守されるよう、国や東京都との連携強化を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
55	労働関係法、育児・介護休業制度等の周知啓発	法律や制度について理解するセミナー実施やパンフレット配布	政策室 地域活性課

（２）ワーク・ライフ・バランスの推進

市民や事業者がワーク・ライフ・バランスについて理解を深められるよう広報活動や様々な情報提供等の支援を行います。

市民に対する講習会の実施や労働者の権利が確保されるよう相談体制の充実を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
56	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	国等の両立支援事業、労働時間の短縮等、ワーク・ライフ・バランスの情報収集・提供、広報・普及啓発	政策室 地域活性課 子育て支援課
57	労働に関する相談の実施やセミナー開催	法律相談等の充実や労働セミナーの開催	秘書広報室 地域活性課

(3) 事業者等への情報提供と連携強化

育児・介護との両立支援事業や、労働時間の短縮等の普及促進を図るために、事業者への普及促進事業を推進し、企業の積極的な取組みを奨励します。商工会等を通じ事業者との連携強化を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
58	事業者との連携強化と働きかけ	事業所の良好な就労環境推進のため、事業者への働きかけと連携を強化	地域活性課
59	アンパイドワーク、自営業の経営と家計分離に関わる普及啓発	パンフレット・資料の情報提供や自営業者に対する講習会の実施	地域活性課
60	商工会等との情報交換	商工会との連携を密にし関係団体と随時情報交換	地域活性課

(4) チャレンジへの支援

在職者、及び子育て中の女性等再就職を希望する人に対する情報提供やスキルアップ講習、また起業相談といったチャレンジへの支援を行います。

No.	事業名	概要・目標	担当課
61	起業支援の情報の提供	起業相談の情報提供・実施	地域活性課
62	再就職希望者への自己啓発の支援	職業能力開発センター事業等の紹介と講座等の実施	地域活性課
63	職業相談・就職情報提供	ハローワークの紹介、求人情報等の情報提供	地域活性課
64	職業能力向上に向けた機会・情報提供	スキルアップ講習会の実施、情報提供	地域活性課

◇ジェンダー

生物学的な性をセックスと呼ぶのに対し、社会通念や慣習等、社会によってつくられた「女らしさ」「男らしさ」のような社会的・文化的な性をジェンダーと呼びます。（「ジェンダー」という用語それ自体には、良い悪いの価値判断を含むものではありません。）

◇アンパイドワーク

無償労働と訳され、賃金・報酬が支払われない労働・活動を意味します。具体的には、家事、介護・看護、育児、買い物、社会的行動を無償労働の範囲としています。

5 子育て・介護を支える環境の充実

いつでも、誰もが子どもを産み育てることができる子育て環境を整備するとともに、地域活動や就労と介護の両立ができる社会をめざします。

子育て、介護に関する市の関連計画を推進し、男女がともに、子育てや高齢者・障がい者等の介護・介助を担えるよう環境整備を図るとともに、地域全体での支援体制を充実していきます。

【施策】

(1) 子育てサービスの充実

市は、狛江市子ども・子育て支援事業計画等を推進し、待機児童の解消、市民ニーズを踏まえた各種の子育てサービスを実施します。

子育て支援をテーマとした講座の実施や、広報紙やホームページ、子育てに関するポータルサイトを活用した広報・啓発活動により、子育て支援の拡充を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
65	子育て相談	子育てひろば、子ども家庭支援センター、児童相談所、保健所等関係機関との連携強化 市内施設での相談の実施	子育て支援課 児童青少年課
66	多様なニーズに対応した保育サービスの提供	乳幼児保育・産休明け保育の充実、長時間開所保育の実施	児童青少年課
67	一時預かりの実施	一時保育事業、子どもショートステイ事業の実施	子育て支援課 児童青少年課
68	障がい児への支援の充実	障がい児の保育時間の延長、障がい児の受入月齢引下げ、障がい児学童保育受入の充実	児童青少年課
69	放課後等の子どもの居場所づくりの充実	小学生クラブ、学童保育所、放課後クラブ、児童館、児童センターの充実、放課後子ども教室事業の充実と運営体制の強化	児童青少年課
70	病児保育の充実	病児保育室での医師・保育士等の連携	子育て支援課
71	私立幼稚園への助成	私立幼稚園協会等への助成	子育て支援課
72	待機児童対策の推進（新規）	認可保育園、認定子ども園、地域型保育等の施設整備	児童青少年課
73	子育て支援に関する講座の実施	子育て講座の実施や子育て支援に関するセミナー等の開催	子育て支援課 公民館
74	子育て支援広報	広報紙、ホームページ等を通じた子育て支援情報の掲載、子育てに関するポータルサイトの拡充	子育て支援課

(2) 介護サービスの充実

市は、狛江市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、狛江市障害者計画・障害福祉計画を着実に推進し、介護サービスの基盤整備、介護保険制度の適正な運営、高齢者福祉サービスと障がい者福祉サービスの充実を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
75	高齢者の在宅介護サービスの充実	通所介護、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護、短期入所療養介護等サービスの充実	高齢障がい課
76	介護保険制度の周知	パンフレットの配布・まなび講座を実施	高齢障がい課
77	地域包括支援センターの機能の充実	総合的に福祉サービス等の相談を受けられるように、関係機関と連絡調整・地域ケア会議開催	高齢障がい課
78	障がい者の在宅支援サービスの充実	ホームヘルパー派遣制度、緊急一時保護事業、配食サービス、入浴サービス等の充実	高齢障がい課
79	家族介護者への支援（新規）	介護講習会の開催や家族・介護者のつどいの支援、家族介護者の相談事業の実施	福祉相談課 高齢障がい課

(3) 人材の確保と研修

子育てや介護を支える人材の確保とともに、資質向上のための研修を充実します。男性保育士や男性ボランティア等の充実も図り、社会全体で支える仕組みを強化します。

No.	事業名	概要・目標	担当課
80	子育て・介護を支えるボランティア等の養成	子育てボランティア講座や認知症サポーター養成講座、障がいに関する講座等、地域課題に対応できる力を養う場として講座等を開催	地域福祉課 福祉相談課 子育て支援課
81	男性保育士の確保	男女を対象に平等・公正に保育士を採用、保育士募集における男性への働きかけ	職員課 児童青少年課
82	介護者等の専門職の養成や資質向上のための研修の実施、情報提供	福祉系大学実習生の受入、ヘルパー講習会等の実施、研修等の情報提供	福祉相談課 高齢障がい課
83	乳幼児・障がい児保育研修の実施	専門家からの指導助言、研修会実施	児童青少年課

(4) 暮らしやすい環境づくり

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らせるような環境を整備し、道路や住宅のバリアフリー化の整備を推進し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
84	あいとびあセンターの機能の充実	高齢者や障がい者等が暮らしやすい環境を推進する場としてのあいとびあセンター機能の充実	高齢障がい課 健康推進課
85	住宅のバリアフリーの推進	高齢者・障がい者が安全に生活できるように相談窓口における住宅改修サービスや日常生活用具給付の案内	高齢障がい課
86	福祉のまちづくりの普及・推進（新規）	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの促進	地域福祉課

(5) 地域福祉活動の促進

社会福祉協議会をはじめ、各種団体との連携を進め、地域ケア・マネジメント体制の充実とともに、地域福祉の促進と生きがいづくりに向けた身近な拠点整備を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
87	保健センターの充実	健康に関する事業の充実	健康推進課
88	老人福祉センターの充実	老人福祉センター事業の充実	高齢障がい課
89	障害者福祉センターの充実	水泳教室、給食サービス、療育相談、その他相談事業等の実施	高齢障がい課
90	相談機関との連携	相談支援事業所等との連絡会を開催	福祉相談課
91	福祉推進団体の活動拠点整備	あいとびあセンター内のボランティアセンター等において福祉推進団体の活動の場を確保	地域福祉課

◇ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がいの有無等に関わらず、すべての人が使いやすいように設計されているデザインのことをいいます。

(6) 地域で活動・交流できる場づくり

健康づくりをはじめ、生涯学習、生涯スポーツ、就労、社会活動への参加の促進を図り、障がい者や高齢者等の生きがいづくりと能力活用を進めます。

また、子育て世代が子どもと一緒に交流でき、世代を越えて交流を深める場づくりへの支援を進めます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
92	市民農園の活用	市民農園の充実、シルバー区画と福社区画を設置	地域活性課
93	高齢者の能力開発講座の実施	多様な能力開発講座の実施	公民館
94	健康管理資料の作成・配布	健康ガイド等の作成、配布	健康推進課
95	スポーツ・レクリエーション活動の推進	体育施設等で各種スポーツ教室・大会の実施	社会教育課
96	子育てカフェ等の子育て世代の交流の場づくりの支援	母親・父親が気軽に集まり、おしゃべりや食事やお茶を子どもと一緒に楽しみ交流したり、世代間交流を深めながら子育て相談等をできる場づくりへの支援	子育て支援課
97	子育て支援団体への支援	子育て支援を行っている民間団体への情報提供やネットワークづくり等の支援	子育て支援課

6 男女共同参画推進のための体制の強化

総合的かつ効率的な計画推進のため、庁内組織の整備・強化を図り、市民と事業者とともに、男女共同参画を実践します。

また、国、東京都、他自治体との情報交換、連携も強化し、男女共同参画社会の実現を図ります。

【施策】

(1) 推進体制強化に向けた取組み

男女共同参画施策・事業を着実に推進していくために、庁内推進体制の充実として、推進本部及び推進会議の機能の充実を図ります。

また、市民参加による計画の推進のため、男女共同参画推進委員会の取組みを推進するとともに、市、事業者や関係団体との連携を強化、市民への効果的な周知・普及を図ります。

No.	事業名	概要・目標	担当課
98	男女共同参画推進委員会の活動推進（新規）	男女共同参画推進委員会の機能や体制の強化、取組みの推進	政策室
99	男女共同参画関係団体への支援・連携	市・事業者や団体・市民の相互交流の促進	政策室
100	庁内推進体制の充実	男女共同参画推進計画の推進本部と推進会議の機能充実	政策室
101	市民への男女共同参画推進計画の周知（新規）	多くの市民が男女共同参画推進計画の取組みを知る機会を提供	政策室

(2) 狛江市の取組み

市職員の長期的な行政運営を考慮し、あらゆる職場・職域において、男女のバランスのとれた配置に努めます。

市役所が市内事業所のモデルとなれるよう、庁内でのワーク・ライフ・バランスの取組みを進めていきます。

No.	事業名	概要・目標	担当課
102	男女共同参画の視点に立った職員配置への配慮	一般行政職における女性割合の30%確保、あらゆる職場において男女のバランスのとれた配置	職員課
103	庁内でのワーク・ライフ・バランスの取組みの推進	職員へのワークライフバランスの意識啓発、育児・介護休業の取得率促進、時間外勤務の縮減	職員課

